

児童虐待防止対策の推進

<人身安全・少年課>

～ 11月は「児童虐待防止推進月間」です。～

児童虐待は、子供の発育に大きな影響を与える重大な問題で、家庭内で起こることから潜在化しやすく、発見が遅れた場合、重大な結果を生じさせることになりかねないという特徴があります。



◆ 児童虐待とは・・・

身体的虐待

児童に暴行を加えること。



性的虐待

児童にわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせたりすること。

ネグレクト(拒否・怠慢)

児童の健康、安全への配慮を怠ったり、食事を与えなかったり、長時間放置したりして育児を放棄することや、同居人等が行う虐待を放置すること。



心理的虐待

児童に対して著しい暴言や拒絶的な対応をしたり、児童の前で配偶者に対して暴力を振ったりすること(面前DV)。





児童虐待をなくし、子供達の
笑顔を守るため、通報をお願い
します。

【児童虐待のサイン】

【このような保護者はいませんか？】

- 子供の泣き声や親の叱る声が頻繁に聞こえる。
- 地域などと交流が少なく、孤立傾向にある。
- 小さい子供を残して家を空ける。
- 年齢に合わない厳しいしつけをしている。
- 子供がいる前で、親がよく喧嘩をしている。

【このような子供はいませんか？】

- 不自然な怪我（あざ、火傷等）がみられる。
- 栄養不良、不衛生で衣服の汚れ、異臭がある。
- 表情が乏しく、活気がない。

「虐待かも！？」と思ったら、児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く
☎ 1 8 9 番 へ



虐待が疑われる場合は、些細なことでもためらわずに、
児童相談所や警察に連絡してください。

～あなたの電話で救われる子供がいます～

匿名通報ダイヤル

警察庁の委託を受けた民間団体が、匿名での通報を受け付けています。

～ 匿名通報ダイヤル ～

電話番号 **0120-924-839** (フリーダイヤル)